

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業

1 取組の概要

本事業は、農業の用排水に係る施設を整備するものである。用排水施設は、動植物の生息の場として貴重な水辺空間であることから、事業の実施にあたっては埼玉県環境配慮方針に基づき、農村の環境保全や生態系への配慮など、環境への負荷を軽減する取り組みを行っている。

2 主な成果

水路底にはコンクリートを打設せず2面護岸とし、魚類や水棲生物の生息環境に配慮したほか、法面を土羽処理とし、自然植生の導入を図った。

3 今後の方針

農業の用排水に係る施設は、用水・排水機能のみならず、生活用水機能、景観保全機能、防災用水機能などを兼ね備えている。安定的な営農の継続や維持管理費の低減、湛水防除等、地区ごとの課題を解決するため、計画的な保全対策を実施していく。

4 課題

環境配慮の取り組みは、事業の実施だけではなく施設の維持管理においても費用や労力が必要となる。農業農村整備事業では、原則として事業費の地元負担があるほか、施設の維持管理も地元で行っている。そのため、取り組みにあたり地元農家や施設管理者の理解と協力が不可欠であるほか、地域住民等の参加による施設維持管理の仕組みを構築する必要がある。

5 事業一覧

別表-2のとおり

別表 2

個別評価事業一覧

事業年度：令和3年度

部局名：農林部

事業種名：8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率	総合評価
1	防災減災事業 鎌北湖地区	施工段階	30	28	93.3	5
2	かんがい排水事業 小鹿野用水地区	施工段階	14	14	100	5
3	防災減災事業 円良田湖地区	施工段階	16	14	87.5	4
4	防災減災事業 芳沼地区	施工段階	9	9	100	5
5	かんがい排水事業 備前渠用水Ⅲ期地区	施工段階	7	7	100	5
6	かんがい排水事業 新郷交換用水路地区	施工段階	8	6	75	3
7	かんがい排水事業 渡内糠田排水機場地区	施工段階	5	4	80	4
8	かんがい排水事業 庄内領Ⅱ期地区	施工段階	11	10	90.9	5
9	農地防災事業 古利根堰地区	施工段階	10	9	90	5
10	農地防災事業 神扇3期地区	施工段階	10	9	90	5
	合計		120	110		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 東松山農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農業用ため池緊急耐震化対策事業 (鎌北湖地区)
事業の規模	堤体耐震補強 一式	実施場所	入間郡毛呂山町地内
計画期間	平成29年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 鎌北湖は、耐震性が低く堤体が決壊した場合に甚大な被害が想定されている。このことから、緊急的に耐震化対策を実施し、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図るものとする。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

鎌北湖は、県立黒山自然公園内に位置し、春の桜、秋の紅葉シーズンはもとより、一年を通して多くの観光客が訪れる県内有数の観光地である。

このことから、堤体の耐震補強工事においては、風光明媚な景観が変化することがないように配慮し、現況の石張りを再利用した護岸復旧を実施した。また、工事中の観光客への配慮として、環境対策型建設機械を使用した騒音・振動対策や資材の搬出入車両の安全管理・徐行運転を徹底した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

県産木材の活用は、耐用年数が短いなど整備後の維持管理面から実施が限定される。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農業用ため池緊急耐震化対策事業（鎌北湖地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		-		
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		-		
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	-		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	—	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
限りある資源を大切に作る循環型社会づくり						

基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						
個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するように努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全					
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	—	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	—	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	—	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	—	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	—	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	✓	✓

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり						
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	—		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	✓	✓	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	✓	✓	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	✓	✓	2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	✓	✓	2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	✓	✓	2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	✓	✓	2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	—		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	✓	✓	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	✓	✓	2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	✓	✓	1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	-		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○	✓	✓	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	✓	✓	2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	✓		
		実施率		合計		
		b/a (%)		(a)	(b)	
		93%		30	28	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 秩父農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	県事業名（小鹿野用水地区）
事業の規模	用水路補修 L=3kmほか	実施場所	小鹿野町
計画期間	平成26年度～令和4年度	段階	施工段階
事業の概要： 小鹿野盆地の農地をかんがいする目的として、県営かんがい排水事業「小鹿野用水地区」にて、昭和31年に造成された頭首工及び用水路について、供用開始から約57年が経過し、老朽化による漏水や操作不能施設があるなど維持管理が困難な状態となっていることから、安定的な営農を維持するため、保全対策工事を実施するものである。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・仮設工（水替え等）は必要最小限とし、水路内で確認された生物を待避させる等、周辺環境への負担軽減に努めた。
- ・河川に設置された頭首工の補修工事完成時には、関係漁協・受注者等と調整し、生息魚種の稚魚放流を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		県事業名（小鹿野用水地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		-	-	
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		-	-	
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	-	-	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-	-	
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-	-
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-	-	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-	-	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-	-	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-	-	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-	-	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-	-	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-	-	
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	-	-	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	-	-	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	-	-	2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-	-	2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-	-	2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	-	-	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	-	-	2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	-	-	1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	-	-	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-	-	2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）			-	-	
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-	-	1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	✓	✓	

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-	-	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-	-	2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	-	-	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○	-	-	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-	-	2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-	-	
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100 %		14	14	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業（円良田湖地区）
事業の規模	堤体耐震工1式	実施場所	寄居町
計画期間	平成29年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 農業用ため池における耐震化対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

ため池に水を貯めたままでの工事であったため、工事中の騒音・振動対策に配慮した。
また、堤体下流側ののり面に、自然石を張り付けたストーンネットを使用し、景観にも配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農業用ため池緊急耐震化対策事業（円良田湖地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		-	-	
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		-	-	
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	-	-	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	-	-	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-	-	
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-	-
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-	-	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-	-	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-	-	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-	-	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-	-	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-	-	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり						
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	✓	✓	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-	-	
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	✓	✓	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	✓	✓	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	-	-	2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-	-	2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-	-	2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	-	-	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	✓	-	2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	✓	✓	1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	-	-	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	✓	✓	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	✓	✓	2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	-	-	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	-	-	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-	-	1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	-	-	

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-	-	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-	-	2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	-	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○	-	-	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-	-	2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-	-	
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		87.5		16	14	
		総合評価		4		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業（芳沼地区）
事業の規模	堤体耐震工1式	実施場所	深谷市
計画期間	令和2年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 農業用ため池における耐震化対策を実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、災害に強い農村づくりを推進する。			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

近隣に、埼玉県農林公園や飲食店があるため、工事中の騒音・振動対策に配慮するとともに、地盤改良材には粉塵防止用を使用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農地防災事業（芳沼地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○		-	-	
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○		-	-	
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	-	-	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-	-	
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-	-	
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-	-	
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	-	-	
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-	-	
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-	-	
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	-	-
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	-	-

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	-	-	

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	-	-	
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	-	-	
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	-	-	
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	-	-	
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	-	-	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	-	-	1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調 査 ・ 計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	-	-	1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	-	-	
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○	-	-	
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	✓	✓	2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○	-	-	2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	-	-	2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	-	-	2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	-	-	2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	-	-	2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	-	-	1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	-	-	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○	-	-	2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	-	-	2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）			-	-	
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	-	-	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	-	-	1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	-	-	

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	-	-	
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	-	-	2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	-	-	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	-	-	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○	-	-	2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	-	-	2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	-	-	
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		100.0		9	9	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 大里農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水（備前渠用水Ⅲ期地区）
事業の規模	水路補修 L=1,227m	実施場所	本庄市
計画期間	平成27年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 老朽化した水路を計画的に補修することで、施設の長寿命化、維持管理費の低減を図る。			

※別表 1 を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

備前渠用水路は、慶長9年（1604年）に関東郡代伊奈備前守忠次により開削された当時の面影を残す、県内最古級の農業用水路であり、2020年12月には世界灌漑遺産にも登録された。

周辺住民からは「備前堀」の愛称で親しまれており、水路周辺を散策する方も多くいるため、工事中の騒音・振動対策に配慮し、原則、低騒音低振動型の施工機械での施工とした。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水（備前渠用水Ⅲ期地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	レ	レ	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○			
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	レ	レ	レ	1-3②③	
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○			1-2①②	
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	レ	レ	レ	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○				
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○				

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全							
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○				
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○				
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○				
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○				
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			レ	1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○				レ

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○			2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	レ	レ	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	レ	レ	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	レ	レ	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	レ	レ	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり						
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b/a (%)		(a)	(b)	
		100		7	7	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 (新郷交換用水路地区)
事業の規模	用水路補修 L=2,346m	実施場所	行田市及び羽生市地内、
計画期間	平成29～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 新郷交換用水路は、造成以来40年以上が経過し、施設管理者が補修を繰り返しているが、経年劣化や耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがある。 用水供給に支障を来した場合、農業被害が生ずる事が想定される。各施設の用水供給機能を維持し、安定的な営農を継続するため、施設の早急な保全対策を実施する。			

※別表1を添付する。

総合評価	3
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・使用資材は環境に配慮したものを使用し、極力廃材を発生させない工法を選定した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（新郷交換水路地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
個別 事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 （個別事項）と の対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別 事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	-		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	-		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	-		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別 事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	-		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	-		
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	-		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	-		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	—	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	—		1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	—		
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	—		
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	—		
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	—		
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	—		1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	—		1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	—		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	—		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	✓		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	—		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	—		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	—		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	—		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	—		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	—		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	—		2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	—		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	—		1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	—		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	—		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	—		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	—		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	—		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓		1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	—		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○	—		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	—		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	—		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		75		8	6	
		総合評価		3		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部 課・所・室名 加須農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業 (渡内糠田排水機場地区)
事業の規模	排水機場補修 1式	実施場所	鴻巣市糠田地内
計画期間	平成29～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 渡内糠田排水機場は、造成されて以来20年以上が経過している。 管理者である鴻巣市が、一部施設の整備や更新を実施しているが、各設備において経年劣化や耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがある。 排水に支障を来した場合、農業被害が生ずる事が想定されることから、各施設の排水機能を維持し、安定的な営農を継続するため、施設の早急な保全対策を実施する。			

※別表1を添付する。

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ・ 施工にあたり、環境に配慮した施工機械を使用した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（渡内糠田排水機場地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○	—		
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○	—		
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○	—		
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○	—		
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	—		
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○	—		
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○	—		
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進					
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	—	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	—	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。		○	—		1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	—		1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓		1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	✓	✓	
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○	—		

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○	—		
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○	—		
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○	—		
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○	—		
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○	—		1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○	—		1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり						
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○	—		1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○	—		
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○	—		
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○	—		2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○	—		2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○	—		2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○	—		2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	—		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○	—		2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○	—		1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	—		2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○	—		2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○	—		2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	—		1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	—		1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○	—		1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	—		1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○	—		

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○	—		
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○	—		2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	—		1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	—		2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○	—		2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○	—		2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○	—		
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		80		5	4	
		総合評価		4		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	かんがい排水事業（長寿命化対策） （庄内領Ⅱ期地区）
事業の規模	用水路補修（改築） L=652m	実施場所	杉戸町
計画期間	平成28年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 根用水は施設完成後40年以上が経過し、劣化損傷や標準耐用年数超過により機能不全に陥る恐れがあり、ほ場への用水供給に支障を来した場合、農業被害が生ずる事が想定される。用水供給機能を維持し、安定的な営農を継続するため、施設の早急な保全対策を実施する必要がある。 事業量：用水路補修（改築） L=652m 受益面積：331 ha			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項 ①補修により生じる廃材については、適切に処分を行った。 ②水路に魚巣を設置し、水路の生息生物に配慮を行った。
配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		かんがい排水事業（長寿命化対策）（庄内領Ⅱ期地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○	✓	✓	3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○			
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然 共生社会づくり		調 査 ・ 計 画 段 階	設 計 ・ 施 工 段 階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別 事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、 形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り 込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別 事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別 事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○	✓	✓	2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生 育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○			1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○	✓	✓	1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		91		11	10	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業（古利根堰地区）
事業の規模	堰耐震改修工事 1箇所	実施場所	越谷市大字大吉ほか
計画期間	平成31年度～令和7年度	段階	施工段階

事業の概要：
大地震が発生し堰が破損した場合には、堰操作が不可能となる。かんがい期間の場合には、堰上流の堤防から溢水が発生し、住宅、公共施設にも影響する甚大な被害が発生する。また、非かんがい期の場合には、農業用水の取水が困難となる。
本事業により、早急に堰の耐震化対策工事を実施し、地域住民の安全の確保と農業用水の安定供給を図る。
事業量：古利根堰耐震改修工事 1箇所
受益面積：1761.4 ha

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ①河川内工事が多いため、突発的な豪雨時に速やかに重機や資材を撤去できるように配慮した。
- ②資材搬出入を行う道路は、近隣に住宅があるため特に振動・騒音・事故の防止に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農地防災事業（古利根堰地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○	✓	✓	1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○			2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうるおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			

実施率	合計	
b / a (%)	(a)	(b)
90	10	9
総合評価	5	

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 農林部

課・所・室名 春日部農林振興センター

事業の種類	8 農業農村の整備 ①用排水施設整備事業	事業名	農地防災事業（神扇3期地区）
事業の規模	排水路工 1, 578m	実施場所	幸手市大字神扇
計画期間	平成29年度～令和3年度	段階	施工段階
事業の概要： 近年、流域の開発により排水量が増大し、既設の排水機場では雨水が排除しきれず地区内に湛水被害が生じていた。 本事業は、既存の排水機場を改修し排水能力を高めるとともに、地区の支線排水路である神扇排水路を改修し、湛水被害の未然防止を図ることを目的としている。 事業量：排水路工 L=1, 578m 受益面積：256ha			

※別表1を添付する。

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

- ①小学校の通学路及び市営グラウンドに近接しているため特に安全管理に配慮した。
- ②水路に淀みをつくり、魚類等の水棲生物に配慮した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

- 1 「特に配慮した事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が4以上の事業にあつては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 2 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施にあたって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が2以下の事業にあつては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 1 8 農業農村の整備に関する環境配慮方針

事業名		農地防災事業（神扇3期地区）				
各種計画との整合等		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
個別事項	① 国土利用計画や都市計画などの土地利用関連諸計画との整合を図るなどにより、周辺地域の自然や景観さらには安全性を損なうことのないよう配慮する。	○				
	② 周辺地域の他の計画や事業の情報を収集する。	○				
	③ 地域住民や県民に対し、環境に配慮した整備・維持管理の重要性についての情報提供を図る。	○	○			3-1①②
基本方向 1		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項（個別事項）との対応状況
新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 新たなエネルギー社会の構築						
個別事項	① 再生可能エネルギーの活用を図る。	○	○			
	② 蓄電池等の導入を図る。	○	○			
	③ コージェネレーションの導入を図る。	○	○			
基本的配慮事項 2 地球温暖化対策の総合的推進						
個別事項	① エネルギーの効率的利用を図る。	○	○			
	② 工事用車両の運行時間、台数等を工夫するとともに、工事の計画的な執行に努める。	○	○	✓	✓	
	③ 交通流の整序化を図る。	○	○			
	④ TDM（交通需要マネジメント）を促進する。	○	○			
	後掲（森林の整備と保全）					

基本的配慮事項 3 ヒートアイランド対策の推進				
個別事項	① 駐車場、壁面や屋上の緑化を図る。	○	○	
	② 照明・電気設備の高効率化や太陽光の調節による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	
	③ 空調設備の高効率化や通風による熱負荷の低減に配慮する。	○	○	

基本方向 2		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
限りある資源を大切に する循環型社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 廃棄物の減量化・循環利用の推進						

個別事項	① 建設廃棄物の発生の抑制、再資源化を推進する。	○	○	✓	✓	1-3②③
	② 建設発生土の発生を抑えるとともに、発生した建設発生土は地区内利用及び公共工事間での流用を検討する。	○	○	✓	✓	1-2①②
	③ 資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品を優先的に使用するよう努める。		○	✓	✓	1-3①
	④ 建築物や工作物の解体が伴う場合、PCB含有機器の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			
	⑤ 建築物や工作物の解体が伴う場合、石綿含有建材の有無について事前調査し、適正に処理する。		○			

基本的配慮事項 2 水循環の健全化と地盤環境の保全						
個別事項	① 雨水の流出抑制・貯留・浸透・循環利用を促進する。	○	○			
	② 排水再利用（中水利用）システムの導入を図る。	○	○			
	③ 透水性舗装、浸透柵・浸透トレンチの採用に努める。	○	○			
	④ 芝生化などにより、舗装部分を最小限に抑えるよう努める。		○			
	⑤ 地盤沈下対策を適切に実施する。		○			1-1①
	⑥ 周辺の地下水に影響を与えないようにする。		○			1-1①

基本方向 3		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
恵み豊かなみどりや川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり		調査・計画段階	設計・施工段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 川の保全と再生						
個別事項	① 周辺の公共水域の水質の維持など良好な環境の維持に努める。	○	○			1-2③
	② 農業集落排水等の導入を図る。		○			
	③ 親水護岸や多自然型護岸を採用するなど、多様な水際線の維持、形成に努める。		○			
	④ ため池等の保全を図り、多面的な有効利用を推進する。	○	○			2-1⑤
基本的配慮事項 2 みどりの保全と再生						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地、水辺等については、あらかじめ公園に取り込むなど保全について検討する。	○	○			2-2①
	② 地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。	○	○			2-2②④
基本的配慮事項 3 森林の整備と保全						
個別事項	① 良好な樹林地、緑地の保全と創造を推進する。	○	○			2-2①
	② 県産木材の積極的活用を図る。		○	✓		2-2③
基本的配慮事項 4 生物多様性の保全						
個別事項	① 在来植生に配慮し、敷地の緑化を推進する。	○	○			2-1②④
	② 表土の保全に努める。	○	○			1-2①
	③ 野生生物の生息空間に配慮した施設整備に努める。	○	○			2-1②③④
	④ さいたまレッドデータブック等に基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握する。	○	○			2-1①
	⑤ 希少野生生物の生息・生育空間の確保に努める。	○	○			2-1①

基本方向 4		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)と の対応状況
		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該 当	実 施	
安心・安全な環境保全型社会づくり						
基本的配慮事項 1 大気環境の保全						
個別 事項	① 工事施工中の粉じん対策を図る。		○	✓	✓	1-1①
	再掲（環境に配慮した交通の実現）					
基本的配慮事項 2 公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止						
個別 事項	① 水質等の保全を図る。		○			1-1①
	② 地下水汚染防止対策に努める。		○			1-1①
基本的配慮事項 3 身近な生活環境の保全						
個別 事項	① 騒音・振動対策を適切に実施する。		○	✓	✓	1-1①
	② 工事中の資材搬出入車両の走行速度の設定を図る。		○	✓	✓	1-1①
	③ 環境対策型建設機械の採用を図る。		○	✓	✓	1-1②
基本的配慮事項 4 環境分野の災害への備えの推進						
個別 事項	① 防災機能の強化と災害時に活用可能な再生可能エネルギー等によるインフラの整備を図る。	○	○			

基本方向 5		配慮時期		チェック		備考 従前の配慮事項 (個別事項)との 対応状況
環境の保全・創造に向けて各主体が取り組む協働社会づくり		調査・ 計画 段階	設計・ 施工 段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 環境と共生する地域づくりの推進						
個別 事項	① 文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。	○	○			
	② 貴重な歴史的環境については、公園に取り込むなどして保全に努める。	○	○			2-2②
	③ 周辺の景観に調和する施設整備に努める。	○	○			1-2③, 2-2④
	④ 木材や石材など地場産の自然素材の利用に努める。		○	✓	✓	2-2③
	⑤ 都市と農村の交流やうおいの場を創出する。	○	○			2-3①
基本的配慮事項 2 環境を守り育てる人材育成						
個別 事項	① 児童や県民等への学習の場を創出する。	○	○			2-3②
	② 環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。		○			
		実施率		合計		
		b / a (%)		(a)	(b)	
		90		10	9	
		総合評価		5		

【実施率の算出方法】

- 1) 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2) 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。
- 3) 実施率は、次の式で算出する。 実施率 (%) = $b \div a \times 100$

【総合評価の評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

※ 総合評価が4以上の事業にあっては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあっては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。